

「液化石油ガス保安規則第9条第3項に規定する移動式製造設備及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則第64条第1項に規定する充てん設備に係る運用について（制定 20240219保局第1号 令和6年2月29日）（以下、「通知」という。）」についての質問回答集について

令和6年10月7日

上記通知に係る各地方公共団体から共通して寄せられた御質問への回答を、御参考まで以下のように示します。

※以下、「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」は「LP法」、「高圧ガス保安法」は「高圧法」、「地方公共団体の手数料の標準に関する政令」は「手数料標準令」と記します。

＜質問1 通知2（高圧法における変更許可となる新型バルクローリーの取扱い）について＞
手数料標準令第47の項下欄イではなく同項下欄ロ（11）（その他の場合）を適用する理由を知りたい。

（回答）

LP法の充てん設備の許可時の審査によりLP法施行規則第64条第1項に規定する基準の適合が担保されている新型バルクローリーの高圧法の変更許可審査は、定置式製造設備の有無や事業所の処理容積の変動量に関係なく、充てん設備の許可証等によってその事実関係を確認するのみとなることから、手数料標準令第47の項下欄のロ（11）その他の場合を適用することとしました。

＜質問2 通知2（高圧法における変更許可となる新型バルクローリーの取扱い）について＞
「事業所の処理容積に変動がないものと扱って差し支えない」としているが、液化石油ガス保安規則第63条第2項第2号の保安技術管理者選任の要否の判断をする上での処理能力の考え方も同様の扱いとなるか知りたい。

（回答）

「事業所の処理容積に変動がないものとして扱って差し支えない」とは、手数料を算定する場合にのみ適用されます。保安技術管理者の選任等にかかる処理能力の算定には適用されません。

＜質問3 通知5（完成検査及び保安検査について）について＞

LP法の完成検査を行った新型バルクローリーについて、高圧法における完成検査がLP法の完成検査証の確認のみとなる場合は、高圧法の完成検査申請及び完成検査証交付が必要となるか知りたい。

（回答）

通知において、高圧法における新型バルクローリーの完成検査は、LP法の完成検査証の確認をもって行い、その確認した完成検査証を高圧法の完成検査証としてみなすこととし、新たに完成検査証を交付することを要しないことを示しておりますので、この場合の高圧法の完成検査申

請、完成検査証の交付、完成検査手数料は不要と考えます（高圧法の完成検査を受けた従来型バルクローリーについてのLP法の完成検査も同様です。）。

ただし、地方公共団体の判断により完成検査証を交付することを妨げるものではありません。